

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市福川地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

福川会館管理運営協議会

所在地 周南市福川三丁目15番26号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

## 福川会館管理運営協議会の概要

### 1 設立の経緯

福川会館管理運営協議会は、旧福川公民館の管理運営及び福川小学校区におけるコミュニティの醸成を図ることを目的に、平成2年11月に設立された。

平成2年11月から同公民館の管理運営業務を旧新南陽市から受託し、平成14年2月からは、新たに開設された福川地区コミュニティセンターの管理運営業務を受託した。平成18年4月から現在までの11年間は、指定管理者として同センターの管理運営業務を受託している。

### 2 設立年月日 平成2年11月1日

### 3 所在地 周南市福川三丁目15番26号

### 4 事業内容

- (1) 福川地区コミュニティセンターの管理運営
- (2) 福川小学校区におけるコミュニティの醸成
- (3) 福川小学校区の諸行事への協力
- (4) その他の必要な事業

### 5 組織等 (平成28年12月28日現在)

- (1) 構成 福川小学校区内の住民によって組織する団体を代表する者及び協議会が必要と認める者
- (2) 役員 会長1人、副会長2人、理事7人、監事2人